

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第3回大槌町議会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

_____ ○ _____

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。8番、阿部俊作君及び9番、東梅康悦君を指名いたします。

_____ ○ _____

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から10月16日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から10月16日までの15日間と決定いたしました。

_____ ○ _____

日程第3 諸般の報告

○議長（小松則明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議長会等の動向につきましては、その概要を取りまとめて、お手元に配付しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

なお、詳細につきましては、関係書類が事務局にあります。

私からの諸般の報告を終わります。

続いて、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会の報告を東梅 守君をお願いいたします。

ご登壇をお願いいたします。

○7番（東梅 守君） [報告書のとおり]

_____ ○ _____

日程第4 町長の所信表明演述

○議長（小松則明君） 日程第4、町長の所信表明演述を行います。町長、ご登壇お願いいたします。

○町長（平野公三君） [演述書のとおり]

○

-
- 日程第5 報告第11号 健全化判断比率の状況の報告について
- 日程第6 議案第78号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第79号 大槌町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第80号 大槌町町民住宅設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第81号 大槌町町営住宅等の管理を行う指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第82号 字の区域を変更することについて
- 日程第11 議案第83号 町道の路線認定及び変更について
- 日程第12 議案第84号 平成26年度大槌町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第13 議案第85号 平成27年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについて
- 日程第14 議案第86号 平成27年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについて
- 日程第15 議案第87号 平成27年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて
- 日程第16 議案第88号 平成27年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて
- 日程第17 議案第89号 平成27年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて
- 日程第18 議案第90号 平成27年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについて
- 日程第19 議案第91号 平成27年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについて
- 日程第20 議案第92号 平成27年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて

日程第 2 1 認定第 1 号 平成 2 6 年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 2 認定第 2 号 平成 2 6 年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 3 認定第 3 号 平成 2 6 年度大槌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 4 認定第 4 号 平成 2 6 年度大槌町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 5 認定第 5 号 平成 2 6 年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 6 認定第 6 号 平成 2 6 年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 7 認定第 7 号 平成 2 6 年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 8 認定第 8 号 平成 2 6 年度大槌町水道事業会計決算の認定について

○議長（小松則明君） 続きまして、日程第 5、報告第 11 号健全化判断比率の状況の報告についてから日程第 28、認定第 8 号平成 26 年度大槌町水道事業会計決算の認定についてまで、24 件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（澤舘和彦君） 平成 27 年第 3 回大槌町議会定例会における報告 1 件、議案 15 件及び認定 8 件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

報告第 11 号健全化判断比率の状況の報告については、平成 26 年度決算に係る健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を報告するものであります。

議案第 78 号から議案第 80 号までについては、条例の一部を改正する条例であります。

議案第 78 号大槌町町税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、町たばこ税の税率改正及び町税の減免等の申請における個人番号または法人番号の記載について、所要の改正を行うものであります。

議案第 79 号大槌町手数料条例の一部を改正する条例については、行政手続における特

定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料に関して所要の改正を行うものであります。

議案第80号大槌町町民住宅設置条例の一部を改正する条例については、東日本大震災で全壊となった新港町町民住宅を削除するものであります。

議案第81号大槌町町営住宅等の管理を行う指定管理者の指定については、町営住宅の設置目的に沿った効果的な管理を行うため、指定管理者に管理させようとするものであります。

議案第82号字の区域を変更することについては、吉里吉里地区防災集団移転促進事業に伴い字の区域を変更するものであります。

議案第83号町道の路線認定及び変更については、6路線の認定及び1路線の変更であります。

議案第84号平成26年度大槌町水道事業会計剰余金の処分については、未処分利益剰余金のうち1,100万円を減債積立金に積み立てし、残りを繰越利益剰余金とするものであります。

議案第85号から議案第92号までについては、各会計の補正予算であります。

議案第85号平成27年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについては、復興交付金基金積立金及び防災集団移転促進事業等により歳入歳出予算に133億円を追加し、歳入歳出総額を654億8,250万円とするものであります。第2条では、債務負担行為2件の追加であります。第3条では、地方債2件の追加であります。

議案第86号平成27年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、前年度繰越金の計上及び財政調整基金積立金等により歳入歳出予算に1億5,424万1,000円を追加し、歳入歳出総額を23億7,783万3,000円とするものであります。

議案第87号平成27年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、人件費により歳入歳出予算に28万2,000円を追加し、歳入歳出総額を6,916万8,000円とするものであります。

議案第88号平成27年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、大ケ口地区汚水管路新設工事等により歳入歳出予算に1,343万2,000円を追加し、歳入歳出総額を43億9,886万3,000円とするものであります。

第2条では、下水道事業債の変更1件であります。

議案第89号平成27年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を定

めることについては、人件費により歳入歳出予算に7万円を追加し、歳入歳出総額を11億4,376万5,000円とするものであります。

議案第90号平成27年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、前年度の精算に伴う返還金及び介護給付費準備基金積立金等により、歳入歳出予算に6,303万4,000円を追加し、歳入歳出総額を14億8,362万6,000円とするものであります。

議案第91号平成27年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、前年度の精算に伴う後期高齢者医療広域連合納付金等により、歳入歳出予算に90万6,000円を追加し、歳入歳出総額を1億2,040万7,000円とするものであります。

議案第92号平成27年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについては、第2条収益的収入において、収入予算に2,024万7,000円を追加し、総額を2億5,060万7,000円とするものであります。

第3条、資本的収入においては、企業債と他会計補助金の調整であります。

第4条では、企業債の変更1件であります。

第5条では、一般会計からの補助を受ける金額を改めるものであります。

認定第1号から認定第8号までについては、各会計の決算の認定であります。

平成26年度大槌町歳入歳出決算書1ページをお開きください。

認定第1号平成26年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定については、予算現額527億9,899万2,000円に対し、収入済額400億1,884万680円、支出済額355億8,817万2,616円であります。歳入歳出差し引き額は44億3,066万8,064円であり、繰越明許費等に充当する財源5,852万6,000円を差し引いた実質収支額は43億7,214万2,064円となり、翌年度に繰り越すものであります。

認定第2号平成26年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額21億7,013万9,000円に対し、収入済額22億7,901万2,401円、支出済額20億5,245万8,706円であります。歳入歳出差し引き額は2億2,655万3,695円であり、翌年度へ繰り越すものであります。

認定第3号平成26年度大槌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額2億2,634万5,000円に対し、収入済額1億4,654万2,894円、支出済額1億4,598万9,922円であります。歳入歳出差し引き額は55万2,972円であり、翌年度に繰り

越すものであります。

認定第4号平成26年度大槌町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額16億8,185万3,000円に対し、収入済額11億2,445万363円、支出済額11億320万5,512円であります。歳入歳出差し引き額は2,124万4,851円であり、繰越明許費に充当する財源118万6,000円を差し引いた実質収支額は2,005万8,851円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

認定第5号平成26年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額3億5,759万2,000円に対し、収入済額2億4,480万9,013円、支出済額2億3,008万6,039円であります。歳入歳出差し引き額は1,472万2,974円であり、翌年度に繰り越すものであります。

認定第6号平成26年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額14億4,415万6,000円に対し、収入済額14億5,382万6,983円、支出済額13億9,025万2,153円であります。歳入歳出差し引き額は6,357万4,830円となり、翌年度に繰り越すものであります。

認定第7号平成26年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額1億1,912万9,000円に対し、収入済額1億1,599万8,614円、支出済額1億1,509万2,760円であります。歳入歳出差し引き額は90万5,854円となり、翌年度に繰り越すものであります。

一般会計、特別会計の総合計は、予算現額587億9,820万6,000円に対し、収入済額453億8,348万948円、支出済額406億2,525万7,708円であります。歳入歳出差し引き額は47億5,822万3,240円であり、繰越明許費繰越財源5,971万2,000円を差し引いた7会計合計の実質収支額は46億9,851万1,240円であります。

次に、認定第8号平成26年度大槌町水道事業会計決算の認定については、収益的収入及び支出における収入については、決算額2億1,859万5円であります。支出については、決算額2億714万7,679円であります。

また、資本的収入及び支出における収入については、決算額1億5,768万73円であります。支出については、決算額2億174万5,672円であります。資本的収入が資本的支出に不足する額4,406万5,599円は、当年度分損益勘定留保資金等から補填しております。

以上、一括で提案理由を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 以上をもって、当局の説明は終わりました。

皆様にお諮りいたします。

後日、設置を予定しております決算特別委員会において決算審査が行われるわけですが、限られた日程でもあり、議事をスムーズにするため、決算審査に必要な資料を事前に当局にお願いすることが議会運営委員会において調整されましたので、皆様から前もって資料請求を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) ご異議ありませんので、そのようにいたします。

それでは、5日月曜日の午後5時までに必要な資料名を事務局長へ申し出てください。

○

日程第29 発議案第3号 東日本大震災復興まちづくり特別委員会の設置について

○議長(小松則明君) 日程第29、発議案第3号東日本大震災復興まちづくり特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。芳賀 潤君、ご登壇お願いいたします。

(13番 芳賀 潤君 登壇)

○13番(芳賀 潤君) 発議案第3号東日本大震災復興まちづくり特別委員会の設置について。

上記の議案を別紙のとおり大槌町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

別紙をごらんください。

名称、東日本大震災復興まちづくり特別委員会。

設置の根拠、地方自治法第109条及び大槌町議会委員会条例第5条。

目的、東日本大震災からの復興と復興後のまちづくりに向け、一日も早く震災前の日常に戻すべく、また今後の復興まちづくりへの確実なアプローチに議会としての責務を果たす。

委員の定数、議員全員とする。

期間、本特別委員会は、その目的のため、議会の閉会中も調査を行うことができることとし、議員の任期または調査終了を議決するまで継続して行うものとする。

提案理由を申し上げます。

あの忌まわしい大震災津波から、わずか2か月後のこと、避難所では多くの町民の皆さんが肩を寄せ合い、お互いに助け合いながら苦しい毎日を過ごしました。季節は春に

移ろい、桜はいつものように可憐な花を咲かせました。時間は確実に未来へ向かっていきました。私ども議員は、避難所に、あるいは対策本部に通い、それぞれができることに努力してまいりました。けれども、不安な日々を過ごされている多くの町民の皆さんに少しでも安心ができるよう、また復旧と復興の歩みを踏み出していこうというメッセージを届けるべく、議員発議による東日本大震災に係る復旧・復興対策特別委員会を設置いたしました。

その後、東日本大震災復興対策特別委員会に名称を変え、震災復興に町議会として積極的に貢献できるよう、日々の政務活動をより一層充実させてまいりました。特に、三枚堂・大ケ口間のトンネル事業は、平成26年度社会資本整備総合交付金事業として採択されるなど、その努力の結果は得られているものと信じます。

しかし、復興への歩みが次なるステージに向かうとき、余りにも多くの課題が山積していることは確かなことでもあります。

そうした課題の解決には、あるいは復興後のまちづくりの実現には、これまで以上に奮闘し、精進せねばならないと強く心に誓っております。そのためにも、町当局と緊密に連携し、また町民と手を携え、着実な一步をさらに前に進めなければならないと考えております。

復興のゴールは、人それぞれ異なるでしょう。それでも、未来への希望を胸に復興を目指すたぎる思いは、全ての町民が同じであると信じます。私たち議会と議員も、そうした町民に寄り添い、ともにそのゴールを勝ち取るために、粉骨砕身たゆまぬ努力を行ってまいり所存であります。そして、議会と議員に与えられた義務を全うすることをここに改めて誓うものであります。

こうした理由により、東日本大震災復興まちづくり特別委員会の設置について提案いたします。

議員の皆さまにおかれましては、何とぞご理解とご賛同を得られますようお願いを申し上げます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

採決に入る前に各議員に申し上げます。起立採決の場合、起立された議員は議長が採決結果を発した後に着席をお願いいたします。

これより採決いたします。

発議案第3号東日本大震災復興まちづくり特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。着席お願いいたします。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第30 発議案第4号 議会報編集特別委員会の設置について

○議長(小松則明君) 日程第30、発議案第4号議会報編集特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を、小笠原正年君、ご登壇お願いいたします。

(6番 小笠原正年君 登壇)

○6番(小笠原正年君) 発議案第4号議会報編集特別委員会の設置について。

上記の議案を別紙のとおり大槌町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

次のページをお願いいたします。

議会報編集特別委員会の設置について。

次のとおり、大槌町議会に議会報編集特別委員会を設置するものとする。

1. 名称、議会報編集特別委員会。
2. 設置の目的、地方自治法第109条及び大槌町議会委員会条例第5条によります。
3. 目的、大槌町議会が発行する広報紙に関し、特別委員会を設置して専門的に編集することを目的とする。
4. 委員の定数、5人とします。
5. 期間、この特別委員会は、その目的のため閉会中も継続して活動し、議決の日から議員の任期とする。
6. 委員の任期、委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。
7. 議会報編集特別委員、阿部三平君、東梅康悦君、阿部俊作君、澤山美恵子君、下村義則君。

提案理由を申し上げます。

議会活動を町民に伝える手段として、広報誌の発行が不可欠であります。町民を代表する議員の多面的な意見と議会審議の内容を編集発行するため議会報編集特別委員会を

設置しようとするものである。

以上、提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議案第4号議会報編集特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。着席をお願いいたします。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第31 発議案第5号 大槌町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（小松則明君） 日程第31、発議案第5号大槌町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。東梅康悦君、ご登壇をお願いいたします。

（9番 東梅康悦君 登壇）

○9番（東梅康悦君） 発議案第5号大槌町議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大槌町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

次のページをお願いいたします。

大槌町議会会議規則の一部を改正する規則、新旧対照表をごらん願います。

改正前の第2条に次の1項を加える。議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

また、改正前の第103条中、つえを削除するものであります。

附則、この条例は公布の日から施行する。

提案理由を申し上げます。

議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものであります。また、議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関して、社会情勢などを勘案し、つえについて削除するものであります。

以上、提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

発議案第5号大槌町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。着席をお願いいたします。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。あす3日から5日までは議案思考のため休会とし、6日は午前10時より再開いたします。

本日はご苦労さまでございました。

散 会 午前11時03分

